

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）</p> <p>第十一条 法第二十九条第三項の規定により政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額は、それぞれ同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に應じた額とする。</p> <p>（地方納付金の納付の手続）</p> <p>第十二条 機構は、関係地方公共団体の出資に係る法第二十九条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「地方納付金」という。）の計算書に、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日まで、これを機構に出資した関係地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>（地方納付金の納付期限）</p> <p>第十三条 地方納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日</p>	

までに納付しなければならない。

(他の法令の準用)

第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一 (略)

二 八 (略)

九 十三

2 前項の規定により不動産登記法第三十五条第三項の規定を準用する場合においては、「命令又八規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又八公署ノ職員」とあるのは、「独立行政法人空港周辺整備機構ノ理事長ガ指定シ其旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル独立行政法人空港周辺整備機構ノ役員又八職員」と読み替えるものとする。

第十五条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十六条 機構又は機構の役員若しくは職員(常時勤務に服することを要

(他の法令の準用)

第十一条 次の法令の規定については、空港周辺整備機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一 (略)

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項第一号

三 九 (略)

十 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第七条

2 前項の規定により次の表の上覧に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

登記手数料令	国又は地方公共団体の職員	空港周辺整備機構の役員又は職員
不動産登記法第三十五条第三項	命令又八規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又八公署ノ職員	空港周辺整備機構ノ理事長ガ指定シ其旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル空港周辺整備機構ノ役員又八職員

第十二条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、空港周辺整備機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

しない者を除く。)は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

第十七条 (略)

第十三条 (略)

改正案	現行
<p>内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第五十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（債券総額払込み前の新たな空港周辺整備債券の発行）</p> <p>第三条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、前に募集した空港周辺整備債券の総額の払込み前でも、更に空港周辺整備債券を発行することができる。</p> <p>（発行の認可）</p> <p>第十一条 機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第一項の規定により空港周辺整備債券の発行の認可を受けようとするときは、空港周辺整備債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第五十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>（債券総額払込み前の新たな空港周辺整備債券の発行）</p> <p>第三条 空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、前に募集した空港周辺整備債券の総額の払込み前でも、更に空港周辺整備債券を発行することができる。</p> <p>（発行の認可）</p> <p>第十一条 機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第五十二条第一項の規定により空港周辺整備債券の発行の認可を受けようとするときは、空港周辺整備債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）            第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。            一 九十二（略）            九十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）            九十四 百四十七（略）            （法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）            第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。            一 四十九（略）            五十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構            五十一 八十（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）            第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。            一 九十二（略）            九十三 空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）            九十四 百四十七（略）            （法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）            第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。            一 四十九（略）            五十 空港周辺整備機構            五十一 八十（略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研</p>

研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。  
（農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）、第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号。次項第五号において「騒防法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償

研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。  
（農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）、第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会

基金及び危険物保安技術協会

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四（略）

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、騒防法改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四（略）

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター



改正案

現行

別表第二（第十条の二関係）

別表第二（第十条の二関係）

一（略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、

一（略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独

独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人人種管理センター、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所、独立行政法人水産総合研究所、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計セン</p>	<p>附則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究所、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産大学校、独立行政法人入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計セン</p>

夕一、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三了九（略）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター</p> <p>一、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、通信・放送機構、日本障害者雇用促進協会、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会及び広域臨海環境整備センター</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター</p> <p>一、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、海洋水産資源開発センター、空港周辺整備機構、通信・放送機構、日本障害者雇用促進協会、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会及び広域臨海環境整備センター</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター</p>

改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）及び海上災害防止センター

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高度度交通管団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高度度交通管団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検</p>

、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和記念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和記念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。



改正案	現行
<p>（法第二条第二号ホの政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調</p>	<p>（法第二条第二号ホの政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共</p>

査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本学術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本万国博覧会記念協会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	名称	名称
（略）	（略）	（略）
名称	名称	名称
勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（略）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	（略）
（略）	（略）	（略）
根拠法	根拠法	登記事項
（略）	（略）	（略）

現行

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	名称	名称
（略）	（略）	（略）
名称	名称	名称
勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（略）
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）	（略）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	（略）
（略）	（略）	（略）
根拠法	根拠法	登記事項
（略）	（略）	（略）

改正案

現行

<p>二 （略）</p>		<p>（事業計画）                  第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。                  一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p>		<p>（事業計画）                  第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。                  一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p>	
		<p>事業</p>	<p>事業を行う者</p>	<p>事業</p>	<p>事業を行う者</p>
<p>（略）</p>	<p>前条第一号ホに掲げる施設に係る事業</p>	<p>（略）</p>	<p>国、地方公共団体、関西国際空港株式会社及び独立行政法人空港周辺整備機構</p>	<p>（略）</p>	<p>前条第一号ホに掲げる施設に係る事業</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）            第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、環境事業団、雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。</p>	<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）            第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、空港周辺整備機構、環境事業団、雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、新東京国際空港公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社及び土地開発公社とする。</p>	<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、新東京国際空港公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、<u>空港周辺整備機構</u>、本州四国連絡橋公団、地方道路公社及び土地開発公社とする。</p>

改正案	現行
<p>（参加組合員となることができる法人） 第十五条 法第四十三条の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本勤労者住宅協会</p> <p>二 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの</p> <p>三 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているもの</p>	<p>（参加組合員となることができる法人） 第十五条 法第四十三条の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本勤労者住宅協会及び空港周辺整備機構</p> <p>二 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているもの</p> <p>三 住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で、施行地区内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているもの</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係）                  一～二十九（略）                  三十 独立行政法人空港周辺整備機構                  三十一～三十五（略）</p>	<p>別表（第二条関係）                  一～二十九（略）                  三十 空港周辺整備機構                  三十一～三十五（略）</p>



公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>二〇～百十二（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 空港周辺整備機構</p> <p>二〇～百十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会</p> <p>三 独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 空港周辺整備機構、通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会</p> <p>三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>

改正案	現行
<p>（環境整備課の所掌事務）</p> <p>第七十二条 環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 飛行場の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。</p> <p>二 独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会の庶務に関すること。</p>	<p>（環境整備課の所掌事務）</p> <p>第七十二条 環境整備課は、飛行場の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務をつかさどる。</p>

改正案

現行

（分科会）  
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

（分科会）  
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
(略)	(略)
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
空港周辺整備機構分科会	独立行政法人空港周辺整備機構

名称	独立行政法人
(略)	(略)
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構

2/6 (略)

2/6 (略)

（庶務）  
 第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

（庶務）  
 第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	担当課等
(略)	(略)
自動車事故対策機構分科会	自動車交通局保障課において処理する。

分科会	担当課等
(略)	(略)
自動車事故対策機構分科会	自動車交通局保障課において処理する。

空港周辺整備機構分科会

航空局飛行場部環境整備課において処  
理する。